

2020年1月期全塾協議会臨時会議事録

2023年12月25日

2024年2月2日修正

全塾協議会

全塾協議会規約 第22条第1項に基づき、2020年1月31日に開催された全塾協議会臨時会の議事録を公開する。ただし、役職役名ならびに条数は議会当時のものである。

議事概要記録

名称	2020年1月期全塾協議会臨時会
場所	信濃町キャンパス 孝養舎 401
日時	2020年1月31日 17:00~18:33

出席者

	第3代塾生代表	前田稔
上部団体	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長代理	渡邊裕蔵
	体育会本部 主幹	俣野陽
	全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長	溝口然
	福利厚生機関本部 代表	欠席
	全塾ゼミナール委員会 委員長代理	山本洸介
	四谷自治会 会長	保住英希
	芝学友会 代表	福井一玄
	全塾協議会事務局 事務局長	三浦和記
	全塾協議会事務局より他8名	
その他出席者	特別監査人	岩館則明
	應援指導部臨時代表	森下哲晴
	應援指導部臨時副代表	菊池彩美
	應援指導部	把田賢吾
	應援指導部	穴水亮輔

次第

項目	担当・議案提出者
1. 開会宣言	事務局長 三浦和記
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 前田稔
3. 定足数確認	議事部 井上香奈
4. 配布資料の確認	
5. 議長の指名	
6. 議事	
(1) 全塾協議会議長の選任 [20200131-30-OTR]	全塾協議会 議長 福井一玄
(2) 所属団体に関する議案 [20200131-31-JMK]	全塾協議会事務局
(3) 予算案の修正についての議案 [20200131-32-JSD]	塾生代表 前田稔
7. 連絡事項	事務局長 三浦和記
8. 閉会宣言	事務局長 三浦和記

議決事項

議案識別子	提出者	議事名	可否
20200131-30-OTR	全塾協議会議長	全塾協議会議長の選任	可決
20200131-31-JMK	全塾協議会事務局	所属団体に関する議案	可決
20200131-32-JSD	塾生代表	予算案の修正に関する議案	可決

2023年12月25日 議事録作成(ただし、役職役名ならびに条数は議会当時のものである。)

2024年2月2日 修正

全塾協議会事務局 事務局長 三浦和記 (署名)
全塾協議会規約第 22 条に基づき、事務局長の署名は省略する。

この議事録が正確であることを証する。

塾生代表 前田稔 (署名)
全塾協議会規約第 22 条に基づき、塾生代表の署名は省略する。

全塾協議会 前議長 福井一玄 (署名)
2023年12月29日付で議事録を真正なものであると確認した。

(修正)
2024年2月4日付で議事録を真正なものであると確認した。

全塾協議会 議長 保住英希 (署名・修正版)
2024年2月4日付で議事録を真正なものであると確認した。

議事詳細記録

1. 開会宣言

事務局長 三浦和記が開会を宣言した。

2. 塾生代表挨拶

塾生代表 前田稔が挨拶を行った。

3. 定足数確認

議事部 井上香奈による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

4. 配布資料確認

議事部 井上香奈が、既に配布された資料の確認を行なった。

5. 議長の指名

議事部 井上香奈は、全塾協議会規約 第 10 条に基づき議長の選任方法を諮ったところ、満場一致を以って芝学友会 福井一玄が議長に選任された。

6. 議事

(1) 全塾協議会議長による全塾協議会議長の選任

全塾協議会議長 福井一玄より全塾協議会議長の選任に関する議案が上程された。

事務局長 三浦和記より、現議長の就任から 1 年が経過したため、議長の交代を互選でもって行う必要があるとの説明がされた。議長は、四谷自治会会長 保住英希を議長に推薦した。

議会は議案を全会一致で可決し、塾生代表 前田稔は本決議を承認した。以降の議長は四谷自治会の保住英希となる。

(2) 全塾協議会事務局による所属団体に関する議案

全塾協議会事務局より、所属団体に関する議案が上程された。

特別監査人 岩館則明より、特別監査人設置の経緯ならびに特別監査人の任務について、2019 年 12 月 5 日に週刊誌に應援指導部の夏合宿における問題行為が掲載されたことを受け、正確な情報を待って同月 16 日に監査人が任命されたこと、事務局による調査の続きを担ったことが共有された。事件についての調査方法は應援指導部より提出された資料の読み取りや應援指導部員へのヒアリングであること、学生部との面談で、プライバシー保護の観点より、大学からは情報を発信しないとの報告を受けた旨が述べられた。また、應援指導部の総会の調査も叶わなかったことから未調査事項があること、事実認定方法は提出資料や関係者への聞き取りおよび部員へのオンラインアンケートであることが報告された。次に調査経過として資料の説明がされた。内容としては、應援指導部の意思決定に関わる会議として役員会があり、ここで部の方針が決まる旨、その他会議として総会と幹部会があり、今回の問題の内容は総会で発表されているが、プライバシー保護の観点から細かいところは公表しないよう大学より要請があった旨が報告された。加えて、問題発生後の大学と應援指導部の対応について、大学の調査委員会による調査(設置までの経緯詳細不明)と部内調査とがあり、上記 2 つは学生以外により主導されたとのことである。部内調査については措置の決定に至る経緯や決定や処分、今後の方針が報告された。続いて特別監査人

による現役部員に対して実施したアンケートの概要および結果が説明された。特別監査人が行ったアンケートでは、約51%もの回答者が「今の應援指導部は幹部や上級生に、問題や疑問を言える組織だと思いますか?」という質問に対して否定的な意見である結果となったと述べられた。最後に監査人意見が述べられ、ここにおいて問題点として全塾協議会所属団体の構成員としての自覚の無さ、應援指導部のトップダウン式の組織体制、情報の秘匿などが挙げられ、また全塾協議会による処分の必要性和今後の活動として部内の意思統一の重要性があるとされた。

続いて議会で議論に移った。

まず、全塾ゼミナール委員会委員長代理 山本洸介より、処分審査会が出した案だと3月某日に再審となっているが、配布資料8ページ記載の大学と部内それぞれによる調査を鑑みると、議会がその日程を早めたとしても大学および部内の決定に引っ張られるのかとの質問があった。

これに対し特別監査人より、應援指導部は公認団体の適用外であり全塾協議会の所属団体であるため全塾協議会の処分が優先されるところがあり、学生部と綿密に連絡をとって足並みを揃えること、先んじて行われた学生部との面談において、全面的に処分審査会が定めた処分がいいのではという話の筋になっているとの返答があった。

これに対して全塾ゼミナール委員会委員長代理は、処分内容の記載がある書面を学生部に見せたかとの質問をし、これに対して岩館は、処分審査会が開催されたのは3日前であり見せられていない旨、また処分を決定する基準については処分案ができる前に個々のケースについて学生部と確認している旨を返答した。

また全塾ゼミナール委員会委員長代理より、應援指導部への交付金額について、団体保有の繰越金は鑑みているのかとの質問があり、特別監査人より、特別監査人の報告に当該事項は含まれていないためこの場で議論するものではないとの返答があった。

また全国慶應学生会連盟委員長 溝口然より、旧リーダー部員が一部残っているというが、どれくらい的人数が残っているのかとの質問があり、これに対して特別監査人より、人数までは言えないが一定数いる旨、この場で報告をしたいが大学から口外しないように言われていると返答した。これに対して全国慶應学生会連盟委員長より、処分された人に加えて自主的に身を引く人もいるのかとの質問があり、特別監査人より、自主退部者の存在は報告されておらず部としての処分のみ聞いている旨が返答された。さらに議長である四谷自治会会長 保住英希より、配布資料13ページ以降の答申書について説明がなされた。1項目目について、特別監査人による部内アンケートを見て個人的な問題だけでなく報告体制など組織的問題があることが理由として挙げられた。2項目目について、加害者の個人情報が入っているため、應援指導部外からは問題を起こした生徒が退部しているかどうか分からないことが理由として挙げられた。3項目目について、項目1、2を踏まえた上で、吹奏楽団とチアリーディング部の活動の健全性を広く明らかにすることが理由として挙げられた。4項目目について、リーダー部の活動制限に期限は設けないが、今後の部の状態に応じて解除可能とする旨が説明された。5項目目について、新歓活動が始まるまでの3月31日まで應援指導部の活動を中止する旨が説明された。活動停止は、練習も含む全ての活動を禁止するものであるが、再建へ向けた部内の話し合いとそれに関わる事務作業は例外として認めるとのことだ。6項目目について、3月31日までに提出されたものに基づく旨、また提出された計画書が不十分な場合は6月30日まで伸ばす旨、さらにこの日程は慶早戦の時期を越えて設定されている旨が説明された。7項目目について、2019年度の交付金交付額を活動停止でもかかる固定費を元に算出し、3805000円から855000円に減額する旨が説明された。

ここで全塾ゼミナール委員会委員長代理より、交付額の減額について前年度の繰越金を考慮したとしても減らせると塾生は思うであろうとの指摘があった。これに対して特別監査人より、試算は繰越金とリーダー部会計のお金もすべて考慮した上で出している旨、財務部にて必要な交付金額がどれだけであるのかを考えて試算した旨を述べた。これに対して全塾ゼミナール委員会委員長代理は、試算についてなぜ交付金額に限定しているのかと質問があり、特別監査人は、独自財源に関しても考慮はしているとの返答がなされた。

ここで應援指導部臨時副代表 菊池彩美より、6項目目について慶早戦を踏まえて6月30日に2度目の判断日を設けているが、慶早戦が5月末から6月頭であることを踏まえると6月30日である正当性がないとの指摘があり、これに対して四谷自治会会長は、3月末時点での計画案が妥当でない場合、春の慶早戦に應援指導部を出さないためにこの日程にしていると返答した。塾生代表 前田稔より、5月中旬だと慶早戦だけ應援指導部が復活になる可能性があるため、6月30日まで体育会などすべての活動を禁止としている旨を述べた。

これに対して應援指導部臨時代表 森下哲晴より、慶早戦に應援指導部を出せないのは理解できるが、融通を利かせない理由は何であるかとの質問があり、特別監査人より、監査人としては活動停止期間を5月末までにすることもできるが、全塾協議会として判断するのは基本的には毎月一回の定例会のみである。活動停止期限を6月末にしないと6月中に判断できない。慶早戦が終わった後の定例会や臨時会で判断することを考えてこの日付に設定したと述べた。これに対して應援指導部より、5月の定例会で再開となったら6月でも再開できるのではないかとの指摘があり、特別監査人は5月中に判断したら判断したのに出られないと言われる可能性もあり、不合理だから6月にしていると返答があった。これに対して應援指導部 把田賢吾より、前の質問に関連して6月半ばでなくて未というのは定例会に左右されており、定例会にすべて左右されるのはいかなものかとの指摘があった。加えて6月25日あたりで活動再開できれば復活に向けた努力をより早く始められる。またオンラインで話し合いができる今では、直接顔を合わせる会議でないと決定できないことはなく、5月中に議会で話し合うこともできる。その場合、活動停止期限日を6月5日から10日にしてもらえば、5月31日あたりに始まる慶早戦には一切参加しなくて済むとの意見があった。これに対して特別監査人より、可能性としてはありえるが、処分規則として活動停止は最長3か月であることが述べられた。この前提においてあえて2か月にしたのは再建を支える新歓を考慮したものであるためである。3ヶ月が最長なのだから2ヶ月ではなく、より長期間を検討すべきという意見もある中で2ヶ月に縮小していると考えて欲しいと述べた。また3月末までに再建案が成立しておらず、その後2ヶ月の活動停止を設けたとする。その2ヶ月後もまた組織再建が不十分と判断し、活動停止期間を延長することになったら、全塾協議会の信用に関わるので最長で固定しておいた方がよいと答えた。これに対して應援指導部臨時代表より、追加停止のことを現時点で決めるのは時期尚早であり、慶早戦というファクターに関しても再考の余地があるとの意見が出された。これに対して特別監査人から、把田賢吾氏の意見にあった全塾協議会に應援指導部の活動を決定されるのは遺憾であるという意見について、應援指導部は全塾協議会の所属団体だから決定に従うべきであると指摘した。また應援指導部臨時代表の意見にあった慶早戦について処分案の説明をみると、慶早戦だけでなく、体育会の全てを含めていると指摘した。これに対して應援指導部臨時代表はなぜ3か月なのかとの質問し、岩館はそれ以上延長できないからであると答えた。これに対して應援指導部臨時代表は、3月31日の時点で不可と判断されたら必ず3ヶ月延長されるのかとの質問し、特別監査人は議会に対して確認した。議長より、この場で協議するとの旨が返答された。塾生代表より、答申に関しては変更できず本案を通す

か通さないか、すなわち3か月にするかしないかを問うのみである。またそもそも規約として最長3か月がルールでありその中で処分する側として3月31日までというのは新歓をかなり考慮したものである。さらに付属高校で応援団に所属していた生徒たちの居場所がなくなる事態を憂慮している。加えて、過去処分された団体についても2か月への短縮は特例であり基本的に3か月であり、処分される側がそこからさらに減らすことを求めるのはいかがなものかとの指摘があった。これに対して応援指導部臨時代表より、過去の公平性を考慮しているのかとの質問があった。それに対し塾生代表は、そもそも審査会で処分を決めているのに甘くするというのはどうかと返答した。これに対して応援指導部臨時代表は、根拠を求めているだけであると述べた。ここで特別監査人より、処分に関しての説明は必要だが、先に開催した審査会にも弁明の場は設けており応援指導部臨時代表の話も聞いた上で決めたのがこの処分であるとの見解が述べられた。全国慶應学生会連盟委員長より、今回なら活動停止期限は4月31日が普通であるが、諸々考慮して3月31日にあえて短縮しており、それまでに再建案を出せばよいだけの話である。再建案が不可だった場合の再審は1回目では不可であることへのペナルティと解釈されるため、1回で立て直し、4月1日から再開するという心持ちでいてほしいと述べられた。これに対して応援指導部臨時代表は、3か月である理由がはっきりし、温情をかけてもらったとの見解を述べた。

また応援指導部 把田賢吾は、3月末までの再建案についての妥当性はだれがいつ検討するのかと質問した。これに対して特別監査人より、処分案に限り全塾協議会、すなわち議員と塾生代表が判断するとの返答があった。これに対して応援指導部 把田賢吾は、3月期定例会であるかと質問した。これに対して特別監査人より、断言できないが2月にも定例会があるため、2月の中間報告で問題点などを含めた案を出し、3月に最終案を提出とすれば心配なく進められるのではないかと助言がなされた。これに対して体育会本部主幹 俣野陽より、3月31日の再建案が不十分である場合、6月30日までの定例会で妥当なものができれば途中で再開できるのかとの質問があり、議長は途中で中止の判断はしない旨、また審査会で6月31日となっているがそこまで伸ばしたいとは思っていない旨を述べた。また応援指導部が練習していると、全面的に活動を再開したと捉えられる可能性があるため、3月31日までは周囲の目に触れないようにし、その代わりに内部で再建を頑張ってもらいたい旨が述べられた。これに対して全国慶應学生会連盟委員長は、3月31日で終わると思って処分案を作成している旨を述べた。

また応援指導部臨時代表より、練習していると全面的に活動を再開したと見なされる点について、疑問を呈した。そして審査会では時間が足らず伝えられなかった点について以下が述べられた。対外的な応援活動や渉外活動を部活として行うことに問題があるのは理解できるが、練習は新歓以降の部活再生の一環であるといえる。また例外としてミーティングは許可されるとすると、それを見て応援指導部が活動していると思われ可能性もあり、その線引きは何であるのかとの質問がなされた。これに対して塾生代表は、何が練習に当たるかの判別は難しい問題であると述べた。3月31日に判断するという決定の前提として、応援指導部の活動自粛期間中に応援に来てもらえなかった部活があり、自分たちの引退慶早戦の応援に来てもらえなかった塾生から怒りの意見が出ており、彼らが卒業するまでの間は、話し合いについて、再建として認められるが、練習は音が聞こえるためやってほしくないということがあると説明された。また本処分案が承認された場合、入学式や卒業式における応援指導部の活動ができない旨については学校側と確認が取れており、特別監査人によるアンケートは再建に向けた適当な資料といえる。部内で意見が割れている箇所や、下級生が上級生に対して意見を述べ辛い環境などが露呈しているとの見解が示された。状況的に練習は組織的行動であり、もう一回アンケートを実施するなどして少なくとも団体として意見が統一されてから練習した方が、団体としても信用問題としてもよいとの意見が

示された。これに対して應援指導部臨時代表より、2月中に部内で話し合いを重ね、3月には練習も並行するという再建案を審査会前に全塾協議会へ伝えている。そのため、2月で話し合いは足りると考えているが、余裕をもって3月までかけて話し合いをする姿勢であるとの説明がなされた。これに対して塾生代表より、信頼関係の回復には時間がかかること、また自身も責任は感じていると述べた。塾生には自浄作用が求められており、上下関係が厳しく意思決定も部長からトップダウンといった應援指導部のシステムは抜本的に変えないと、また同様な事件が発生する可能性があるとの懸念が示された。また應援指導部は慶應義塾を代表する組織であり、今後も存続させていくためには塾生に信頼される正当な処分を下して納得してもらう必要があると述べた。全塾協議会も應援指導部の味方であるが、今後に向けた処分は一つ必要であることを理解してほしいとの見解が示された。これに対して應援指導部臨時代表より、練習の中でも個人練習などがあるが、線引きをはっきりしてほしいとの要請がなされた。これに対して塾生代表は、線引きを決め切れていないとの説明をした。應援指導部臨時代表より、練習室の使用に際して應援指導部の名前を使わざるをえないこと、またチアなどは個人練習をしないとケガのリスクが高まる。さらに吹奏楽は演奏技術が落ちてしまうから最低限担保してほしいとの要請がなされた。これに対して塾生代表より、団体として内外問わず練習は絶対禁止であり、個人の家での練習は処分の対象外であり、本件については部内で考えてほしい旨が説明された。これに対して應援指導部臨時代表は、学内で練習するならば練習室を借りる必要があると発言した。これに対して塾生代表は、練習室の貸与は認められないと返答した。塾生会館運営委員会副委員長 三浦より、練習室は団体として登録し、団体として使うものであるため、個人利用であっても団体としての活動となってしまうと述べた。また、塾生会館運営委員として練習室の貸与は制限できず、塾内であるため処分が下されれば練習室は貸せないと返答した。さらに塾生代表より、應援指導部として内外での申請は通らないこと、信頼回復をしている最中である今、塾生会館で勝手に練習している様子が発見されれば全てが台無しになるとの意見が示された。これに対して應援指導部 穴水亮輔より、中庭での練習には申請がいらぬのかとの質問があった。これに対して塾生代表は、中庭での練習も認められず、学内で誤解を招く行為をすることは望ましくないと返答した。應援指導部より、個人での練習であってもその見解であるのかとの質問がなされ、議長より、個人は特定され得ないし監視するわけではないが、全塾協議会の意図を組んだうえ再建に注力してほしいと述べた。また中庭での練習などを制限する権利は全塾協議会にはなく、10人20人で集まっても何も言わないが、再建が第一である旨が意見された。これに対して應援指導部 穴水亮輔より、学校外での練習についての質問がなされ、これに対して特別監査人は、外部での練習の制限は難しいこと、また中庭で練習しているのは圧倒的に應援指導部であることが多く、そのように塾生からみられるであろうとの意見がなされた。議長より、自覚をもった行動が呼びかけられた。塾生代表より、この処分が下ったら練習はしないでほしい旨が説明された。これに対して應援指導部臨時代表は、チューバなどの大型楽器は学外に持ち出せず、担当部員のモチベーションが下がって再建できなくなるため、あくまで個人かつ練習室を使用しない範囲で練習を認めてほしいと頼んだ。そして、部室入室は制限されると困る旨が意見された。また應援指導部 把田賢吾より、会計資料の取り扱い時などに使用するため、実務上認めてほしいとの意見がなされ、塾生代表より部室の使用を認めるとの返答があった。

應援指導部 把田賢吾より、他サークルも個人で中庭を使って練習しており、チャンスパターンなどを吹かなければ應援指導部と認識されないため、基礎練習は認めてほしいとの要請があった。これに対して特別監査人より、基礎練習に限定して一部大きい楽器のみであればよいとの返答があった。これに対して應援指導部臨時代表より、自分から意思統一してしっかり取り組むため、部室使用の完全許容と全

楽器の練習、部屋を借りない個人練習は認めてほしいとの要請があった。これに対して塾生代表より、集団練習が発覚した場合についての処分を決めるべきかとの質問がなされ、特別監査人は、処分が下った後にそれが発覚した場合は規則に照らし合わせるとアウトであるためここで決める必要はなく、もう一回審査会を開く必要があると返答した。これに対して塾生代表より、処分に違反した場合の対応は厳しいこと、自覚をもって動いてほしい旨が説明された。これに対して應援指導部臨時代表より、話し合いでの教室使用は可能かとの質問がなされ、塾生代表より認めるとの返答があった。

應援指導部 把田賢吾より、交付金の減額について、塾旗は塾の所有物であり応援で使わない限り修理はないが、仮にあったとして活動再開後を考えると、交付金の一部でも認めてもらった方がよいとの見解を示した。これに対して特別監査人より、事務局財務部としては、独自財源からも出せると考慮しているとの返答があった。塾生代表より、費用は独自財源やリーダー部会計で賄ってほしいとの返答があった。これに対して應援指導部 把田賢吾より、塾の所有物に應援指導部がお金を出すのは私物化になるとの指摘があり、必要な時に支出するという条件付きで許可してほしいとの要請があった。これに対して全国慶應学生会連盟委員長より、大学が費用を出せないのかと質問した。特別監査人より、應援指導部が活動して壊れるから應援指導部が負担していたとの説明があった。應援指導部 把田賢吾より、塾側から塾の象徴として塾旗を預かっており、使用にあたって汚れるため手入れをリーダー部が行っていたとの説明がなされた。特別監査人より、独自財源からの支出だと應援指導部の所有物になるという点について、應援指導部として塾旗を修繕する範囲において財源は関係ないこと、應援指導部が壊して應援指導部が修理することは道理であり、そもそも應援指導部のみが使う以上、所有物ともみなせるとの指摘があった。これに対して應援指導部 把田賢吾より、塾旗を預かって使用しているという起源の事実があり、天候不順の時に汚れたものを靴磨きのようにメンテナンスしており、活動自粛の間に旗を上げないとさびが出てくる可能性もあると述べた。また今までメンテナンスには自治会費を使っていたこと、なぜ今財源を変える必要があるのか、塾旗の返還要求がないことも考慮すべきであるとの意見が出された。これに対して塾生代表より、新規事業制度を使うことが提案された。應援指導部では交付金が 0 円の時が過去にあり、その時は独自財源から支出したのかとの質問がなされた。これに対して事務局長 三浦和記より、2018 年度決算において、塾旗メンテナンス用品はリーダー会計から支出されているとの返答があった。これを受けて塾生代表より、必ずしも交付金からの支出ではなかったこと、また塾旗未使用によるさびの発生は例年にない事象であり、新規事業は予測不能の事態への財源であるため、経過を見てもし必要があるならそのときに申請することが提案された。

應援指導部臨時代表より、旧リーダー部との関係を断つことが再建において掲げられているが、リーダーとしてではなく應援指導部に残留している人がおり、チアリーディング部や吹奏楽部は塾旗のメンテナンス方法を知らないから旧リーダー部に依頼することは可能かとの質問があり、特別監査人より、リーダー部員は存在しないため個人間の接触のみ可能であり、そこを妨げることはできない旨が説明された。また塾生代表より、修繕による会計報告として議案に出す際は應援指導部内の組織として実行すること、会計報告が必要な業務は基本的にチアリーディング部と吹奏楽部で行うことが要請された。これに対して應援指導部臨時代表より、旧リーダーは追放せず再建活動を手伝ってほしいとなっているとの説明があった。議長より、構成員が団体として活動することは禁止されており、リーダー部らしきことを部門としてお金を伴って活動するなど許されないと述べた。元構成員と部門との活動を分けて処分内容の資料を読むよう要請があった。また芝学友会 福井一玄より、処分規則の 4 項目を用いて、塾旗を磨く作業等について認めた場合は行うことができるとの意見が出された。塾生代表より、その都度申請

を出すようにと要請があった。これに対して應援指導部臨時代表より、全塾協議会の定例会を待たずできるのかとの質問がなされ、塾生代表は、應援指導部から申請があった場合、塾生代表は緊急執行ができるため、もし緊急を要するならこの手段を講じることができると返答した。また全国慶應学生会連盟委員長より、旧リーダー部員によるメンテナンスは妨げないのかとの質問があり、これに対して塾生代表は、塾旗を磨くことはできないことが述べられた。また議長より、対外活動や練習、合宿、塾旗を磨くこと、LINEでの連絡、チアリーディング部の前で若き血を歌うことなどは禁止であり、抵触しそうな場合は事務局に尋ねるようにと意見された。塾生代表より、ガイドラインづくりに反映してほしいとの要請があった。

答申書の内容について議会は全会一致で可決し、塾生代表 前田稔は本件を承認した。

(3) 塾生代表による予算案修正に関する議案

前議案に伴い、應援指導部の2019年予算交付額を385000円から855000円へ変更する旨について、議会は全会一致で可決し、塾生代表 前田稔は本議案を承認した。

7. 連絡事項

連絡事項は特になかった。

8. 閉会宣言

事務局長 三浦和記が閉会を宣言し、18:33に閉会した。